

令和 7 年度 学校徴収金の納入について

1 令和 7 年度 年間納入金額

内容		金額	納入回数	納入（引落）時期
項目	学年積立金（※1）	40,000	5 回	4 月から 8 月の各月の末日（※2）
	生徒会費	3,500	1 回	4 月末日（※2）
計		43,500		

※1 記載されている学年積立金の徴収額は基本額です。令和 6 年度の支出額により、徴収額が異なります。

個人別の徴収額は別紙「令和 6 年度 第 2 学年積立金精算書」を御覧ください。

※2 末日が休業日の場合は翌営業日の引き落としです。

2 納入方法等について

ご登録いただいているゆうちょ銀行の口座より引き落とされます。

毎月の引落とし金額の内訳は以下のとおりです。

納入月	納入期限	回数	納入額計
4 月	R7. 4. 30	1	11,500
5 月	R7. 6. 2	2	8,000
6 月	R7. 6. 30	3	8,000
7 月	R7. 7. 31	4	8,000
8 月	R7. 9. 1	5	8,000
計（年額）			43,500

< 諸費内訳 >

学年積立金	生徒会費
8,000	3,500
8,000	
8,000	
8,000	
8,000	
40,000	3,500

（1）未納者への対応について

学年積立金は教材・校外学習・修学旅行等（受益者負担）にかかる経費です。（授業料とは別）
御納入いただけない場合、生徒の行事への参加や教材等の購入ができなくなります。

上記のとおり、授業に支障が出るなど、学校生活を送るにあたって問題が発生します。

万が一、納入が遅れる場合は、速やかに経営企画室の担当または、担任の先生にご連絡ください。

（2）引落としにかかる手数料について

回数	手数料
1 回につき	10 円

手数料分が口座に入金されていないと引き落としされません。

通帳には「荒川工科定時制」と表示されます。

ゆうちょ銀行の手数料について変更になる場合があります。

（3）給食費について

令和 6 年度から都立学校給食費負担軽減事業により、都立学校の保護者が負担する学校給食費を
 都が全額負担することから、**保護者等から給食費の徴収を行いません。**

（4）その他

残高不足等の理由により、口座から引落としがされなかった場合、翌月に不足分が引き落とされます。

（例：5 月分引落日に残高不足等で引落とし不能の場合、6 月分引落日に 5 月分と 6 月分が引き落とされます。）

連絡先：東京都立荒川工科高等学校
 電話：03-3802-1178